

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則

(本文省略)

別表第一(第二十六条の三、附則第四条、附則第十三条関係)

(平二三厚労令一二六・追加)

一 基本研修

① 講義

科目	時間数
人間と社会	一・五
保健医療制度とチーム医療	二
安全な療養生活	四
清潔保持と感染予防	二・五
健康状態の把握	三
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	十一
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	八
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	一〇
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	八
合計	五〇

② 演習

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	五回以上
鼻腔内の喀痰吸引	五回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	五回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	五回以上
経鼻経管栄養	五回以上
救急蘇生法	一回以上

二 実地研修

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	一〇回以上
鼻腔内の喀痰吸引	二〇回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	二〇回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	二〇回以上
経鼻経管栄養	二〇回以上

別表第二(附則第四条、附則第十三条関係)

(平二三厚労令一二六・追加、平二七厚労令五四・一部改正)

一 基本研修

① 講義

科目	時間数
人間と社会	一・五
保健医療制度とチーム医療	二
安全な療養生活	四
清潔保持と感染予防	二・五
健康状態の把握	三
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	十一
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	八
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	一〇
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	八
合計	五〇

② 演習

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	五回以上
鼻腔内の喀痰吸引	五回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	五回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	五回以上
経鼻経管栄養	五回以上
救急蘇生法	一回以上

二 実地研修

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	一〇回以上
鼻腔内の喀痰吸引	二〇回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	二〇回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	二〇回以上
経鼻経管栄養	二〇回以上